

## S S プラザせんだい賑わい創出事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市経済シティセールス部関係補助金等交付要綱(平成24年薩摩川内市告示第204号)第2条の表に掲げるS S プラザせんだい賑わい創出事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業者の要件)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、市内に活動拠点を有する次に掲げる団体とする。ただし、地元事業者が加盟しているものに限る。

- (1) 商店街(商店街振興組合を含む。)
- (2) 通り会(任意の団体を含む。)
- (3) 各業種等で構成されている協会、組合及び団体
- (4) その他前各号に類する団体

### (補助事業の要件)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、川内駅コンベンションセンター「S S プラザせんだい」を中心とする川内駅コンベンションパークの活性化に資すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は暴力団活動に該当する事業
- (2) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (3) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (4) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (5) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料・賃借料

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業を実施するために必要と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

(1) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）

(2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費

(3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(4) 記念品、金券等の購入経費

(5) 不動産の取得等に要する経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、上限額を100万円とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の公募）

第6条 市長は、補助事業者が実施する補助対象事業に関し、募集するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは次の各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

(1) S S プラザせんだい賑わい創出事業補助金申込書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 団体の概要が分かる資料

(5) 事業の内容が分かる資料

（補助対象事業の決定及び結果通知）

第7条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、S S プラザせんだい賑わい創出事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定するものとする。

2 前項の規定による審査結果を、S S プラザせんだい賑わい創出事業補助金審査結果通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条の規定により補助対象事業として決定通知を受けた補助事業者は、補助金にかかる審査会を実施した日から起算して2週間経過する日までに、市長にS S プラザせんだい賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（規則第6条）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるとときは、必要な条件を付することができる。  
(補助事業等の内容変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書（規則第9条）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（規則第9条）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金等実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支清算書
- (4) 領収書又はその写し
- (5) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料
- (6) 前5号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。